

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A病院に看護助手として勤務していたが、平成○年○月○日に左後頭部や左半身の痛み等を訴えてB病院に受診したところ、「頸性頭痛」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認

められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人が本件療養補償給付を受ける権利については、決定書第2の2の(2)のア記載のとおり、当審査会も時効により消滅していると判断する。

(2) なお、請求人は、業務上の事由により脳梗塞が発症し、頸性頭痛等の症状が発現したものと主張するので念のため、以下に検討する。

C医師は、平成○年○月○日付け症状所見書において、要旨、「頸性頭痛の診断は、症状により推測。頭部MR I、頸部X線で明らかな異常なし。脳梗塞の所見なし。」と述べ、また、D医師も、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「無症候性の慢性虚血性変化（加齢現象）が認められ、請求人の主訴とは、一切関係がない。」と述べており、関係する医証や上記医師意見等を総合的に勘案すると、請求人は脳梗塞を発症したと認めることはできないので、請求人の脳梗塞後遺症が残存するとの主張には論拠がない。

請求人は、職場関係者からのセクハラや、いじめ、退職強要があったと主張するが、同主張について、地方裁判所等の判決は、要旨、「請求人の非定型精神病による被害妄想の症状が発現した結果である疑いが濃厚である。」と判示しているところであり、請求人の上記主張は採用することはできず、本件疾病は業務上の事由によるものと認めることはできない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。